

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市介護保険課

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に
要する費用の額及び規則第 3 条第 3 項の第 1 号事業支給費の額等の算定に関する
基準の趣旨及び内容について

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号
イ及び同項第 3 号イ並びに市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規
則（平成 28 年規則第 12 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準等については、
市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額及び規
則第 3 条第 3 項の第 1 号事業支給費の額等の算定に関する基準（以下「総合事業報酬基準」という。）を
平成 29 年 3 月 1 日より施行しており、事業者各位におかれましては、総合事業報酬基準を遵守した運
営をして頂いているところではございますが、総合事業報酬基準の趣旨及び内容（独自基準を除く）に
ついては、下記の厚生労働省発出の通知に準じた取り扱いをして頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1 厚生労働省発出の通知

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制
定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年老認発 0319 第 3 号）

2 対象事業者

- ・市川市指定第 1 号訪問事業者（介護予防訪問型サービス事業）
- ・市川市指定第 1 号通所事業者（介護予防通所型サービス事業、基準緩和通所型サービス事業）

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市八幡 1-1-1 市川市福祉部介護保険課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741